



～「横断歩道」「矢羽根マーク」編～

交通ルール＆マナー

いくつ知っている？

皆さんは正解できましたか？ もし知らないルールやマナーがあったら、今日から実践しましょう。

A 表紙の答え どの考えも間違いです

横断歩道を渡るようとする歩行者がいるときは、「車両等は横断歩道の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないように」するのがルールです。

横断歩道で止まりましょう

横断歩道を横断しようとしている歩行者がいる場合は、車や自転車は一時停止して横断させなければなりません。守らないと、罰則が科せられます。しかし、日本自動車連盟（JAF）が令和3年に行った全国調査によると、信号機のない横断歩道での停止率は、岩手県で45.7%と、半数以上が、横断歩道の停止のルールを守っていません。



交差点、それぞれの心の声

特に事故が起こりやすい次のような場面で、車や自転車、歩行者それぞれの考え方を見ていきましょう。

横断歩道を渡ろうとしている人がいるときでも、止まる気配のないスピードで通過する車があります。特に子どもは身長が低く、運転者から見えにくいので、横断歩道付近は注意が必要です。運転者は「歩行者がいるかも」、歩行者は「運転者から見えていないかも」と意識することが大切です。



交通指導員
宮 裕子さん

自転車

急いで横断すれば間に合うだろう

▶スピードを出して横断するのは、歩行者にとっても危険

歩行者(子ども)

手を挙げているから、車が止まってくれるだろう

▶小さい子どもは、運転席から見えないことも

歩行者(大人)

歩行者用信号が青なので、当然、車が一時停止するだろう

▶右折車は、前の車につられて、横断歩道で一時停止しないことも

状況：歩行者用信号機がある横断歩道、右折する車、横断する歩行者、直進する自転車

自動車

歩行者用信号が点滅しているので、自転車や歩行者は横断しないだろう

▶点滅でも急いで横断する自転車や歩行者がいる

横断歩道の事故の実態

ルール 一時停止しなかったときの罰則など
(道路交通法第38条1項)

罰則	3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 過失10万円以下の罰金
違反点数	2点(横断歩行者等の妨害等)
反則金	大型1万2000円、普通9000円、 二輪7000円、原付6000円

横断中の交通死亡事故 **7割**

平成29年から令和3年までの5年間で、自動車と歩行者が衝突した交通死亡事故は全国で5052件。その約7割の3588件が、歩行者が横断中に発生。

取り締まりを強化

違反件数 **32万件**
国内の横断歩行者等妨害等違反の摘発件数は年々増えており、平成29年は14万5292件、令和3年には32万5796件(平成29年の約2.2倍)。

市内での人身事故

535件
令和3年は、535件の人身事故が発生し、うち、死亡事故は6件。人身事故は、令和2年に比べ60件(約13%)の増。

おさらいしよう!

横断歩道の安全な利用のしかた

道路交通法第38条第1項

ルール 運転者の「チェック・ストップ」

車や自転車で横断歩道を通過する時は、手前で減速し、横断している人や横断しようとする人がいないか「チェック」(確認)します。横断している人や横断しようとしている人がいるときは、必ず「ストップ」(停止)しましょう。



マナー 歩行者の「とまとの約束」

歩行者が道路を渡るときは、以下のような「とまとの約束」を実践しましょう。

- と…横断する前は止まります
- ま…車が近づいていないか、よく見て待ちましょう
- と…道路へ飛び出しません



マナー 運転者も歩行者も「ハンドコミュニケーション」

車の運転者が、歩行者の存在に必ず気付いているとは限りません。手を使って意思表示しましょう。

- 歩行者は、横断したいことを手をあげてアピールしましょう
- 子どもは、体を大きく見せるためにも手をまっすぐ上にあげましょう
- 運転者は、手を差し出し、歩行者に横断するよう合図しましょう



知ってほしい

「矢羽根マーク」付近の運転のしかた

矢羽根マークとは？ 車道に水色で標示されている、自転車の走る位置や方向を示すマークのことです。

歩道の有無で標示位置が異なります

市では、平成26年度から自転車の走る方向や位置を誘導するため、車道に矢羽根マークを設置し、自転車の走行空間を整備しています(右の写真参照)。

自転車は「車両」に分類され、車道をはるることが原則です。歩道がない道路では、白線より外側は歩行者が歩く空間(路側帯)なので、歩行者の通行を妨げないよう、自転車は基本的に車道の左端を走るように心掛けましょう。

矢羽根マークを意識しながら車の運転を

矢羽根マークが標示されている区間を自転車以外の車両が通行しても違反にはなりません。しかし、歩道がない道路の場合、車が矢羽根マークの上を走行してしまうと、自転車の走行スペースがなくなって路側帯を走るケースが多くなり、歩行者に接触する恐れがあります。自転車の走行空間を確保し、歩行者の安全を守るためにも、車の運転手は矢羽根マークの上を走らないようにしましょう。また、矢羽根マークをまたぐ路上駐車も避けましょう。

自転車も気を付けましょう

自転車は、矢羽根マークがある道路を走行するときは、進行方向を守りながら、なるべく矢羽根マークの上を走行するよう、心掛けましょう。また、矢羽根マークがない道路を走行するときも、車道の左端を走るよう注意しましょう。



撮影場所：大道三
〈歩道がある道路〉歩道と白線の間に標示



撮影場所：清水町
〈歩道がない道路〉白線より車道側に標示

自転車利用者の声



松本 虎太郎さん
盛岡第一高2年

通学やクラブ活動で、ほぼ毎日、自転車を利用します。矢羽根マークの道は、自転車の通る道だとはっきりと分かるので、安心して走れますね。一方で、矢羽根マークゾーンをまたぐ路上駐車の車をよける時に、怖い思いをしたこともあります。交通ルールを守るのももちろんですが、自転車と車、それぞれがお互いを思いやれるようになると、事故も減り、誰もがもっと気持ちよく通行できると思います。



うっかり間違えないよう要注意!

交通安全のQ&A



市長
コラム

Q 自転車は歩道を走っているの？

A **ルール** 自転車は「車両」です。歩道と車道がはっきりと区別されている道路では、**車道の左側**を通行しなければいけません。【道路交通法第17条第1項】
ただし、次の場合には、歩道を通行することができます。【道路交通法第63条の4第1項】
①標識や標示によって、自転車が歩道を通行できるとされているとき(右の標識)
②自転車の運転者が、13歳未満の人、70歳以上の人または車道の通行に支障がある身体に障がいのある人であるときなど

自転車歩道通行できる場合の標識



盛岡マナー

Q 自転車の「盛岡マナー」とは？

A **マナー** 自転車が歩道を走行する際に、左右どちら側の歩道を通行するかの規定はありませんが、狭い歩道スペースの中で自転車同士が交差するのは大変危険です。そのため、市では独自に「盛岡マナー」として、左側の歩道を走るよう呼びかけています。

Q 自転車の信号の見方は？【道路交通法第4条第4項および道路交通法施行令第2条第1項～第5項】

A **ルール** 車道を走行している場合は、自動車の信号に従いましょう。自転車通行可能な歩道から横断歩道を渡る時は、歩行者がいない場合は乗ったまま通過できます。歩行者がいるときは、その信号に従って、自転車を降りて押して渡りましょう。

Q 狭い路上で、自動車が歩行者の横を通行する場合の走り方は？【道路交通法第18条第2項および同法第71条第2号】

A **ルール** 車両が、歩行者の横を通過するときは、安全な間隔を保持するか、または徐行しなければなりません。また、幼児や身体に障がいのある人が通行しているときは、一時停止、または徐行してその通行を妨げないようにしなければなりません。日本の交通死亡事故は、欧米と比べると、歩行中の死亡者割合が高く、歩行者の安全確保が事故対策の上で最優先課題といえます。(歩行中の死亡者割合：日本35.2%、英国23.2%、米国17.7%、フランス15.4%、ドイツ13.8%(警察庁：令和2年))



横断歩道は歩行者優先です。ドライバーは「歩行者は車が止まってくれると考えて横断するもの」と意識して、横断歩道の手前では常に止まれるよう心掛けましょう。

車や自転車は便利な乗り物ですが、一歩間違えば危険な乗り物にもなります。市民の皆さんの思いやりと譲り合いの心で、歩行者に配慮し、安全・安心に通行できるようにしましょう。

盛岡市長 谷藤 裕明